令和6年度 令和健康科学大学 研究不正防止計画

No.	項目	不正発生の要因	不正発生の要因への対応計画
1	責任体系の明確化	・責任の所在と範囲が不明瞭 ・新設部署の責任者や交代による後任者の認識 不足	・機関内の運営、管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に 責任を持ち、積極的に推進していく。 ・新たに設置された部署、選任された者に対し職務と責任また権限を明確 に説明すること。
2	適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	・研究者および事務職員の理解不足・職務権限が不明瞭・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確	 ・必要な規程を策定し、ホームページにて公表する。 ・「科研費ハンドブック」「規程」「ガイドライン」の知識を総合的に理解、周知徹底を図る。 ・研究倫理講習を行い、誓約書の提出を義務付ける。 ・公的研究費不正が起きないよう科研費ハンドブックとガイドラインを踏まえ、公的研究費執行のルールを作成しルールについては毎年度見直しを行う。 ・事務処理手続について常に見直しを行い、明確かつ公正な運用を図る。
3	研究費の適正な運営・管理活動	・換金性が高い物品の管理が不十分・検収作業の形骸化	 ・年に一度、抽出により現物確認を行う。 ・事務職員については検収の実施等を徹底し、検収方法および範囲についての検討や見直しを継続する。 ・取引業者に関しては不正取引のないよう処分等についての誓約書の提出を依頼する。 ・予算執行が年度末に集中するような場合、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに、必要な場合は改善を求める。
4	関係者の意識の向上と浸透	・不正行為の理解が乏しく、不正防止に対する 意識が希薄・研究費が公的資金であることの認識欠如・時間経過による責任意識の低下	研究者及び担当事務職員にコンプライアンス教育を受講させ受講状況を確認し、確実に受講するように管理する。配信等において不正事例を示し、注意喚起および不正に対する理解を共有する。
5	情報発信・情報共有化の推進	・相談、告発等の対応窓口の周知が不十分 ・不正行為に係る規程の整備等が不十分	・不正に係る調査の体制・手続きについて定め、調査の体制・手続等を明確にする。 ・告発及び相談を受ける窓口を設置し学内外に公表、周知徹底を図る。
6	不正を発生させる要因の把握と不 正防止計画の策定・実施	・不正を発生させる要因の把握が不十分 ・具体的な不正防止策が定められていない	・不正防止計画を策定、実施する。 ・内部監査等の結果を踏まえ、要因の把握を行う。